

# 秩父別町工事（業務）競争入札心得

## （総則）

第1条 秩父別町の発注に係る工事（業務）の一般競争又は指名競争による入札に当たっては、別に定めるもののほかこの心得を承知するものとする。

## （入札の保証）

第2条 入札参加者は、入札執行前に入札しようとする見積金額（消費税及び地方消費税相当額を含んだ額）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付し、又はこれに代える担保を提供しなければならない。ただし、入札保証金の納付を免除された場合はこの限りではない。

## （入札）

第3条 入札参加者は、入札書を作成した封書のうえ、自己の氏名を表記して提出（入札箱に投入）しなければならない。

## （公正な入札の確保）

第4条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

## （代理）

第5条 入札参加者は、代理人をして入札に参加させようとするときは、当該入札の執行前にその旨を証する書面（委任状）を入札執行者に提出しなければならない。この場合において、入札書には入札参加者（委任者）と代理人の氏名（法人の場合はその法人名及び代表者氏名）を併記し、代理人が押印して入札するものとする。

2 代理人は、2人以上の者を代理することはできない。

## （入札書の書き替え等の禁止）

第6条 入札参加者又はその代理人は、その提出した入札書を書き替え、引き替え、又は撤回することができない。

## （無効入札）

第7条 次の各号の一に該当する入札は無効とする。

- (1) 入札書の記載金額その他入札要件が確認できない入札
- (2) 入札書の記載金額を加除訂正した入札
- (3) 入札書に記名押印がない入札
- (4) 入札保証金が不足する者のした入札
- (5) 一の入札者又はその代理人が同一事項について二以上の入札をしたときの入札
- (6) 代理人が2以上の者の代理をした入札
- (7) 入札者が同一事項について他の入札者の代理をしたときの双方の入札
- (8) ~~郵便又は電報による入札で所定の日時までに到着しなかったもの~~
- (9) 無権代理人がした入札
- (10) その他入札に関し不正の行為があった者のした入札
- (11) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (12) 入札に関する条件に違反した入札

## （開札）

第8条 開札は、公告又は通知した場所において入札の終了後直ちに入札参加者又はその代理人の面前で行う。ただし、入札参加者又はその代理人が開札の場所に出席できないときは、当該入札事務に関係のない職員を開札に立ち合わせる。

## （再度入札）

第9条 開札の結果、落札にいたらない場合は直ちに出席者をもって再度入札を実施する。

## （落札者の決定）

第10条 有効な入札を行った者のうち、予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、最低制限価格を設定した場合は、その最低制限価格以上予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

- 2 落札者となるべき価格をもって入札した者が2人以上いる場合は、くじ引きにより落札者を決定する。この場合においてくじを引かない者があるときは当該入札事務に関係のない職員をもってくじを引かせる。

(最低価格の入札者を落札者とししない場合)

第11条 開札の結果、次の各号の一に該当すると認められるときは、予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とししない場合がある。

- (1) 当該申込みに係る入札金額によっては、その者が当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれのあるとき
- (2) その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適正と認められるとき

(入札保証金の返還)

第12条 第10条の規定より落札者が決定した場合は、落札者以外の者が納付した入札保証金は返還する。

- 2 再度入札に結果落札者がなく当該競争入札が打ち切られた場合は、入札保証金はすべて返還する。

(契約の締結)

第13条 落札者が当該契約を締結しようとするときは、支出負担行為担当者の作成した契約書案に記名押印のうえ、落札決定の通知を受けた日から8日以内に支出負担行為担当者に提出しなければならない。

(入札保証金の帰属)

第14条 落札者が当該入札に係る契約を締結しないときは、当該落札者が納付した入札保証金又はその納付に代えて提供した担保は、秩父別町に帰属する。

- 2 落札者であって入札保証金の納付を免除されたものが契約を締結しないときは、当該落札者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税相当額を含んだ額）の100分の5に相当する額の違約金を秩父別町に納付しなければならない。

(契約保証金)

第15条 契約を締結しようとする者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付し、又はこれに代える担保を提供しなければならない。ただし、契約保証金の納付を免除された場合はこの限りではない。

- 2 契約保証金に代える担保として定期預金債権を提供するときは、その担保に質権を設定し当該金融機関の確定日付のある承諾書を提出すること。

(契約保証金等)

第16条 契約を締結しようとする者（契約保証金の納付を免除されている者を除く。）は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付し、又はこれに代える担保を提供しなければならない。ただし、秩父別町を被保険者とする履行保証保険証券を提出したとき又は保険会社に秩父別町を債権者とする公共工事履行保証証券を提出させたときは、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(入札保証金等の充当)

第17条 落札者は、当該入札に係る入札保証金又はそれに代える担保の一部又は全部を契約保証金の一部に充てることができる。

(入札の取りやめ等)

第18条 支出負担行為担当者が入札を公正に執行することができないなど特別の事情があると認めるときは、入札の執行を延期し、又は取りやめることがある。

(入札の辞退)

第19条 入札参加者として指名された者は、入札執行の完了に至まではいつでも入札を辞退することができる。

- 2 入札参加者として指名された者は、入札を辞退するときはその旨を次号に掲げるところにより申し出ること。

- (1) 入札執行前には、その旨を文書又は口頭により支出負担行為担当者に連絡すること。
- (2) 入札執行中には、その旨を口頭により入札を執行する者に連絡すること。

- 3 前項により入札を辞退した者に対し、これを理由に以降の指名等において不利益な取り扱いを行うことはない。